

指定公共機関又は指定地方公共機関

指定公共機関は、国及び地方公共団体等と相互に協力し、その業務について必要な措置を実施(武力攻撃事態対処法第6条)

指定公共機関

指定公共機関は、自ら作成する業務計画に基づき、各法人の業務の範囲内で必要な措置を実施

国の定める基本指針に基づいて作成(内閣総理大臣に報告)

実施する措置の内容を規定

- ・ 警報・避難の指示・武力攻撃災害緊急通報を内容とする放送
- ・ 医療その他の救援の協力並びに外国人の安否情報の収集及び提供
- ・ 避難住民又は救援のための緊急物資の運送
- ・ 電気・ガスの安定的な供給
- ・ 通信の優先的取扱い 等

基本的に全国的見地から広域的に対処すべき措置を実施
公共的機関及び公益的事業を営む法人の中から、政令で指定

指定地方公共機関

指定地方公共機関は、自ら作成する業務計画に基づき、各法人の業務の範囲内で必要な措置を実施

都道府県の計画に定める基準に基づいて作成(都道府県知事に報告)

放送、医療、電気・ガス、輸送、通信、道路・河川等について規定

基本的に都道府県の区域において対処すべき措置を実施

当該都道府県の区域において公益的事業を営む法人、公共的施設の管理者及び地方独立行政法人の中から、都道府県知事が指定